

「出生届」記入上の注意事項について

1. 医師が記載する BIRTH CERTIFICATE(出生証明書)の氏名は CERTIFICATE OF BRITH (カナダ人口統計局発給)と同じ氏名を記入して貰って下さい。時々、医師が多忙であることを理由に医師の署名箇所を除いてご両親が記載される場合がありますがこの証明書は医師の公文書ですので、必ず医師本人に記載してもらって下さい。記載の遺漏があった場合には医師の訂正サイン “Signature” を貰って下さい。

子の名前に使用できる文字は常用漢字表人名漢字表に掲げる漢字、カタカナ又はひらがなのいずれかに限られていますので「人名用漢字表」をご参照下さい。なお、カナダの州政府に登録した子の名前を、日本の戸籍に記載する場合は子の名前を姓、名の順番通り記入して下さい。ただし戸籍上外国の名前を入れず日本名のみを選択する場合は、下記例の通り、出生届の「その他」の欄に「出生証明書には子の名〇〇〇と記載されているが戸籍上には〇〇と届け出る。」等名前が異なる事由を明記して下さい。

例えば下記の例を参考にしてください。BIRTH CERTIFICATE の NAME: に (例) James Taro Gaimu と登録した場合氏名の翻訳文は「外務 ジェームズ 太郎」と翻訳します。戸籍に「太郎」を記載したい場合は、出生届用紙の「その他」の欄に「出生証明書には子の名『ジェームズ 太郎』と記載されているが戸籍には『太郎』と届け出る。」と異なる事由を明記して下さい。戸籍には、「外務太郎」と登録されます。

また、母親の姓を子のミドルネームに登録している場合、仮に母の姓は戸籍上「鈴木(Suzuki)」で、父の姓が William(ウィリアム)であってカナダ州政府に子の氏名を下記のとおり登録した場合、「(例) James Taro Suzuki William ⇒ ウィリアムジェームズ 太郎 鈴木」となります。戸籍上「鈴木ジェームズ太郎」にしたい場合、出生届用紙の「その他」の欄に「出生証明書には子の名「ジェームズ 太郎 鈴木」と記載されているが、戸籍上は「ジェームズ太郎」と届け出る。」と事由を明記して下さい。戸籍には、「鈴木ジェームズ太郎」と登録されます。

2. 出生届、父母の続き柄、第二子の場合、「二男・二女」と記入して下さい。「次男・次女」といった記載は間違いとして扱われます。
3. 医師が記載する BIRTH CERTIFICATE (出生証明書)の母親の氏名は戸籍上の氏名です。医師に記載してもらう場合は旅券を持参することをお勧めします。その他の詳細につきましては、当館戸籍担当官 (Tel:604-684-5833 Ext:232/244) までお問い合わせ下さい。当館は郵送による受付もしております。その場合、出生届を当館に郵送する前に、記載事項の確認を致しますので、①英語医師記載出生証明書、②同翻訳文、そして、③(間に合えば)ブリティッシュコロンビア州発行の出生証明書、④練習用(出生届)等に記載して当館にファクス送付 (Fax:604-687-2236 在バンクーバー日本国総領事館 戸籍国籍班) して下さい。その後 30 分以内に当館にお電話をいただき、記載内容を確認して下さい。その後書類に拇印・捺印の上当館に郵送下さい。